
新型コロナウイルス感染症にともなう ガス料金の取り扱いについて

弊社は、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、ガス料金の取り扱いを以下のとおりといたしますので、お知らせいたします。

ガス料金のお支払い期限の延長

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ガス料金のお支払いを期限までに行うことが困難であるお客さまのお支払い期限を延長いたします。

(対象となるお客さまについて)

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の『緊急小口資金』、『総合支援資金（生活支援費）』の特例措置に基づく貸付を受けた認定書の写しを提出いただけるお客さまで、一時的にガス料金のお支払いが困難である旨のお申し出があったお客さまといたします。

(対象となるガス料金について)

上記の対象となるお客さまの、2020年3月および4月検針分のガス料金について、それぞれ支払期限日を1ヶ月延長いたします。

また、2020年3月および4月検針分のガス料金について、それぞれの早収料金適用期間経過後も早収料金を適用いたします。

(受付期間・時間)

受付期間：2020年3月27日（金）より2020年4月30日（木）まで

受付時間：平日9：00～17：00（土・日・祝祭日を除く）

(お問い合わせ先)

滝川ガス株式会社 総務部：0125-23-3510

以 上